

確定申告による医療費控除について

平成30年1月1日施行の税制改正により、確定申告における医療費控除を行う場合、当健保が年2回配布する「医療費のお知らせ」を確定申告に添付できるようになりました。

1. 医療費控除の改正点（申告書への添付書類）

改正前	改正後
国税庁のホームページの医療費の明細書に必要事項を記入し、医療機関等が発行する領収書を添付する。	確定申告書に「医療費のお知らせ」を添付する。 「医療費のお知らせ」に記載のない医療費がある場合は、明細書に記入し医療機関が発行する領収書を5年間保管する。

○「医療費のお知らせ」には、医療機関等から当健保へ請求が遅れている診療分は記載されておられません。「医療費のお知らせ」に記載されていない分につきましては、上記1.のとおり明細書にご自身で記入し医療機関等が発行した領収書を5年間保管しておく必要があります。

また、地方自治体の医療費助成や当健保から高額療養費、一部負担還元金の給付金を受けている場合は、ご自身で自己負担額を訂正して申告していただくことになります。

○ 確定申告につきましては、お住まいの管轄税務署へお問い合わせいただきますようお願いいたします。